

令和3年8月25日

1. 出席議員

2番	高山	正信
3番	青木	勉
4番	川口	堅志
5番	橋本	正敏
6番	田中	栄一
7番	堤	康幸
8番	高橋	信広
10番	牛島	孝之
11番	萩尾	洋
12番	服部	良一

13番	大坪	久美子
14番	寺尾	高良
15番	栗原	吉平
16番	三角	真弓
17番	森	茂生
18番	栗山	徹雄
20番	川口	誠二
21番	松崎	辰義
22番	角田	恵一

2. 欠席議員

1番	中島	信二
----	----	----

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局長補佐	檀	公彦
事務局参事補佐兼次長	高山	康博
書記	中島	知子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副市	長	松崎	賢明
副市	長	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総務	部長	原	亮一
企画	部長	石井	稔郎
市民	部長	牛島	憲治
健康福祉	部長	橋本	妙子
建設経済	部長	山口	英二
教	育	原	信也
総務	課長	秋山	勲
財政	課長	田中	和己
監査	委員	浅田	秀敏
監査事務	局長	金納	恵理

議 事 日 程 第 1 号

令和3年8月25日（水） 開会・開議 午前10時

日 程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 請願委員会付託

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 請願委員会付託

請願第5号 中国政府による新疆ウイグル自治区などへの人権侵害に関する意見書案の提出を求めることに関する請願

請願第6号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択のための請願

午前10時 開会

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日より9月定例会でございます。よろしくお願い申し上げます。

今会期中も新型コロナウイルス感染症対策でマスクの着用を許可しております。また、議場内での撮影を許可しておりますので、御了承願います。

なお、1番中島信二議員からの欠席届を受理いたしております。

お知らせいたします。議案書、資料、請願、説明員名簿、提案理由書、一般質問表及び決算審査特別委員会資料をタブレットに配信しております。

また、報告第13号、認定第1号、認定第2号及び認定第3号の審査結果報告のため、代表監査委員の出席を求めています。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、令和3年第4回八女市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 会期の決定

○議長（角田恵一君）

日程第1．会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会にて検討いただいておりますので、委員長より報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（川口誠二君）

おはようございます。令和3年第4回八女市議会定例会の運営につきまして、去る8月20日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

まず、会期であります。本日8月25日から9月15日までの22日間といたします。その内容についてですが、本日開会をいたしまして、8月30日と31日を一般質問、9月1日と2日を議案審議、6日から8日に委員会分科会を行い、15日を閉会日といたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（角田恵一君）

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から9月15日までの22日間にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月15日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期の日程につきましては、御連絡しております案のとおりでございますので、御了承願います。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（角田恵一君）

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において6番田中栄一議員、16番三角真弓議員を指名いたします。

日程第3 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第3．議案の上程を行います。

市長より報告7件、議案10件、認定3件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、報告第8号から認定第3号まで、計20件を一括議題といた

します。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日は、令和3年第4回八女市議会定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、8月11日から的大雨は、西日本を中心に異例ともいえる雨量となりました。本市においても、降り始めからの総雨量が1,000ミリを超える地域が出るなど、記録的な降水量となり、各地で甚大な被害をもたらしました。被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

本市では、災害対策本部を設置し、避難所を開設しながら気象情報を発信し、市民への避難を呼びかけるなどの対応を行ってまいりました。特に、コロナ禍においては、感染症対策を確立した上での分散避難が重要であるため、地域避難所の開設をお願いし、市内67か所を地域避難所として開設をいただきました。地域の皆様には、この場をお借りしまして、お礼申し上げます。

今回の大雨で、住宅の一部損壊や浸水、道路損壊、崖崩れなど、多くの被害が発生しております。市民の皆様が一刻も早く、平穏な生活を取り戻し、安心して暮らせるよう、復旧に向けて全力を上げて取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

デルタ株が全国で猛威を振るい、感染が拡大している中、福岡県におきましては、新規感染者数が過去最多を更新する状況を受け、8月20日から4回目の緊急事態措置が実施されるところです。市民の皆様、事業者の皆様には、長期にわたり大変な御負担をおかけすることになりますが、引き続きマスクの着用、手洗い、3密を避ける行動など、さらなる感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、ワクチン接種につきましては、医療機関の皆様の御協力により、65歳以上の高齢者の8割以上の方が2回目の接種を完了し、おおむね希望される方への接種ができていると考えております。64歳以下の方々の接種につきましても、国からのワクチンの供給に合わせて、迅速に接種を行っているところです。

このような中、新型コロナウイルス感染症の緊急支援策につきましては、これまで、国、県の支援策に加え、各分野において市独自の支援策を実施してまいりました。今定例会に上程いたします補正予算では、さらに支援の対象を拡大し、市民生活の安定と感染拡大防止を図るため、第9弾となる支援策を策定いたしました。

初めに、本市の独自施策でございます。

まず、事業者に対する支援といたしまして、厚生労働省が提示する新しい生活様式や、感

染拡大予防ガイドラインに対応する取組に対して、新しい生活様式対応事業導入助成金を交付いたします。あわせて、緊急事態措置等に伴い、売上が大きく減少したことにより、国の月次支援金、または、県中小企業等月次支援金を受給される事業者に対し、事業継続応援金を交付いたします。

また、感染拡大防止策といたしまして、各種証明手数料支払機器導入事業により、市役所本庁、各支所の窓口にセルフレジスターを導入するとともに、コンビニエンスストア等の店舗がない矢部・星野地域に証明書自動交付機を設置し、さらに、非来館者向けの図書サービスとして、電子書籍を導入する図書資料情報提供事業、テレワーク環境整備や、管内白図のデジタル化を図る情報ネットワーク等整備事業により、接触の機会を減らし、感染防止対策を強化いたします。これら市独自の施策につきましては、299,640千円の事業規模となり、これまでに取り組んでいる施策と合わせますと、2,355,230千円の事業規模となります。

次に、国県補助事業について御説明いたします。

新型コロナウイルス接種事業は、集団接種、事務経費、ワクチン接種業務委託に関わる経費の追加分でございます。

また、住居確保給付金給付事業は、休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある人などを支援するために交付する住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、拡大するものでございます。国県補助事業につきましては、209,830千円の事業規模となり、既に取り組んでいる施策と合わせますと、7,741,050千円の事業規模となります。

市といたしましては、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を中心に、ふるさと支援寄附基金、財政調整基金の活用等、可能な限りの財源確保に努め、関係機関と連携を図りながら、感染症対策に全庁一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

今定例会に提案いたします案件は、ただいま申し上げました新型コロナウイルス感染症対策を含む補正予算など報告7件、議案10件及び認定3件でございます。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

報告第8号、八女市本村で発生した交通事故による損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、職務中における交通事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和3年3月17日午前8時45分頃、開発届に伴う埋蔵文化財の確認業務のため、文化振興課職員が運転する公用車が、八女市本村の公用車駐車場内のガ

レージ前を通過しようとした際に、ガレージからバックし始めていた相手方車両の後部と公用車の左後部が接触し、双方の車両が損傷したものでございます。

相手方との交渉の結果、損害賠償金として、八女市が85千円を負担し、相手方が54,945円を負担することで示談が締結し、双方の負担額を相殺した上で、相手方に対して30,055円を支払いました。

報告第9号 株式会社クリエイトやべの令和2年度決算及び令和3年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の令和2年度決算書をお願いいたします。

1ページは、会社の概要及び業務の概要について記載しております。

2ページは、令和2年度に実施しました事業の報告及び庶務事項について記載しております。

3ページの貸借対照表は、令和3年5月31日現在における資産及び負債現在高を記載しているものでございます。

資産から負債を差し引いた純資産は50,772,885円で、負債及び純資産の合計は52,529,220円となっております。

なお、4ページは、損益計算書でございます。

次に、別冊2の令和3年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1ページは、各業務における令和3年度の方針を記載しております。

2ページは、令和3年度の収支予算書であり、当期収入・支出予算として、それぞれ48,080千円を計上しております。

報告第10号 一般財団法人星のふるさとの令和2年度決算及び令和3年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の令和2年度決算書をお願いいたします。

1ページから2ページには、法人の概況及び指定管理業務の概要と令和2年度に実施しました星の文化館事業、茶の文化館事業、星のふるさと公園管理事業、その他の事業の状況について記載しております。

3ページの貸借対照表は、令和3年3月31日現在における資産及び負債の現在高について記載しております。

資産から負債を差し引いた正味財産は399,620,021円、負債及び正味財産の合計は419,427,445円となっております。

4ページから5ページは、正味財産の変動状況を示した正味財産増減計算書でございます。

次に、別冊2の令和3年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1ページは、主な事業計画について、2ページは令和3年度の収支予算書であり、当期収

入・支出予算として、それぞれ184,234千円を計上しております。

報告第11号 一般財団法人秘境柚の里の令和2年度決算及び令和3年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の令和2年度決算書をお願いいたします。

1ページは、法人の概況及び指定管理業務の概要と令和2年度に実施しました事業の状況並びに収入状況及び利用者数について記載しております。

2ページの貸借対照表は、令和3年3月31日現在における資産及び負債の現在高について記載しております。

資産から負債を差し引いた正味財産は132,264,474円、負債及び正味財産の合計は、133,965,681円となっております。

3ページは、正味財産の変動状況を示した正味財産増減計算書でございます。

次に、別冊2の令和3年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1ページは、令和3年度の法人の概況や秘境柚の里の管理運営や、都市との交流促進等をはじめとする主な事業内容を記載しております。

2ページは、令和3年度の収支予算書であり、当期収入・支出予算として、それぞれ140,380千円を計上しております。

報告第12号 一般財団法人FM八女の令和2年度決算及び令和3年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の令和2年度決算書をお願いいたします。

1ページから2ページには、法人の概況及び令和2年度にFM八女が実施した事業について記載しております。3ページから4ページの貸借対照表は、令和3年3月31日現在における資産、負債及び正味財産の現在高について記載しております。

資産から負債を差し引いた正味財産は50,572,485円、負債及び正味財産の合計は75,140,146円となっております。5ページから6ページは正味財産の変動状況を示した正味財産増減計算書でございます。

次に、別冊2の令和3年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1ページは、令和3年度の事業計画として、放送事業及び観光事業について主な事業内容を記載しております。

2ページは、令和3年度の収支予算書であり、当期収入・支出予算として、それぞれ90,702千円を計上しております。

報告第13号 令和2年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定

により報告するものでございます。

別紙 1 を御覧ください。

表の下段の括弧書きは、国が示す早期健全化基準値でございまして、この基準値と比較して本市のそれぞれの比率を御覧ください。

一般会計、矢部診療所特別会計を合わせた普通会計に対する実質赤字比率並びに普通会計に特別会計や公営企業会計を合わせた連結決算に対する連結実質赤字比率については、黒字でございますので、ハイフンと表示しております。

次に、実質公債費比率は、平成30年度決算から令和 2 年度決算までの平均数値でございます。

普通会計と公営企業会計等を合わせた起債の償還元利金等が、標準財政規模等に対して、どの程度占めるかによって判断がされるもので、早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率につきましては、地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額等を基礎として算定される将来負担額が令和 2 年度も充当可能財源等を下回ることにより、数値が生じないため、ハイフンと表示しております。今後も健全な財政運営を心がけていかなければならないと考えております。

別紙 2 を御覧ください。

この表に示しておりますのは、地方公営企業法に属する会計の資金不足の状況でございます。

令和 2 年度の決算においては、いずれの会計においても資金不足は生じませんので、ハイフンと表示しております。

報告第14号 令和 2 年度八女市水道事業会計予算超過支出の報告について御説明申し上げます。

本件は、水道事業の業務量の増加により、事業に必要な経費に不足が生じたため、地方公営企業法第24条第 3 項の規定を適用し、予算に定めた予定額を超過して支出したので、同項後段により報告するものでございます。

水道事業会計における消費税及び地方消費税につきましては、水道料金収入等による受取消費税と工事費等による支払消費税で相殺し、確定したものを支払うこととなっております。

令和 2 年度の水道事業会計では、水道料金収入等が増え、工事費等の執行額が減少したことにより、支払うべき消費税及び地方消費税の確定額が増加したため、予算を超過したものでございます。

議案第42号 八女市個人情報保護条例及び八女市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部

改正等に伴い、引用する条文に号ずれ等が生じたため、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第43号 八女市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、歳入等についてスマートフォンアプリ等のキャッシュレス決済による納付方法が利用できる環境整備を図るとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、従来、市の歳入としていた個人番号カード再交付手数料が、地方公共団体情報システム機構からの委託による徴収に変わるため、必要な改正をしようとするものでございます。

あわせて、コンビニエンスストア等の情報端末からの納税証明書、所得証明書、所得課税証明書の交付が行えるよう、個人番号カードの機能拡充を図るため、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第44号 八女市健康増進施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、八女市健康増進施設の再整備に伴い、必要な改正をしようとするものでございます。

主な内容といたしましては、八女市民プール施設の廃止並びに新たにビール工場の醸造体験及びエントランス棟の八女テラスの機能を加えるものでございます。

議案第45号 八女市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第5条の規定に基づき、福岡県基本計画が変更されたことに伴い、同法第9条の規定が適用される工場立地特例対象区域が追加されたため、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第46号 八女市過疎地域持続的発展計画の策定について御説明申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、新法においても引き続き本市が過疎地域として指定されたため、八女市過疎地域持続的発展計画を策定しようとするものでございます。

この計画は、県との事前協議、市議会の議決を経て策定し、総務大臣等に提出するものでございます。

つきましては、この計画の策定に当たり、市議会の議決を求めるものでございます。

議案第47号 令和2年度八女市水道事業会計決算剰余金の処分について御説明申し上げます。

今回の処分は、資本剰余金の処分で、室岡地内にございます八女市水道事業用地を市道岡

山40号線道路改良工事に伴う道路用地として売却したことにより、844,844円を資本金に組み入れるものでございます。

議案第48号 令和2年度八女市下水道事業会計決算剰余金の処分について御説明申し上げます。

今回の処分は、未処分利益剰余金の45,680,182円のうち、26,603,102円を資本金に組み入れ、19,077,080円を減債積立金に積み立てるものでございます。

議案第49号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、666,993千円を追加し、総額は40,257,863千円となります。

第2条は、債務負担行為の補正で、4ページで説明しておりますとおり、学童保育事業運営業務委託料、小学校給食調理等業務委託料の追加でございます。

第3条は、地方債の補正で、5ページで説明しておりますとおり、緊急自然災害防止対策事業の限度額の変更でございます。

次に、歳出の主な内容について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策関連の予算としまして、新しい生活様式対応事業導入助成金や新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金及び新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料、このほか、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金等でございます。

歳入につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金並びに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等でございます。

議案第50号 令和3年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、5,043千円を追加し、総額は7,773,887千円となります。

歳出の内容につきましては、前年度の保険給付費の精算に伴う返還金でございます。

また、歳入につきましては、前年度繰越金でございます。

議案第51号 令和3年度八女市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、企業債の限度額及び内容の補正で、資本金収入を6,000千円増額するものでございます。

補正の内容は、一般財源を充当する予定であった部分に企業債を充当することによる企業債の増額でございます。

また、今年度より簡易水道施設であった水道施設について、過疎対策事業債の対象となったことから、企業債の内容につきまして変更するものでございます。詳細は4ページに記載しております。

認定第1号 令和2年度八女市各会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和２年度八女市一般会計の当初予算は38,369,000千円でしたが、その後の補正等により、最終予算現額は53,700,055,800円となっております。

これに対しまして決算額は、歳入総額が49,730,193,686円、歳出総額が47,573,140,756円で、歳入歳出差引額は2,157,052,930円の黒字決算となっております。

繰り越すべき財源は1,598,579,400円を差し引いて、558,473,530円となっております。このうち、地方自治法第233条の２の規定により、３億円を財政調整基金に積立ていたしております。

黒字決算となった主な理由は、歳入面では、市税等が見込みを上回ったこと、歳出面では、工事費の執行残や経常経費等の節減によるものでございます。

特別会計につきましては、それぞれ実質収支は黒字となっております。

なお、決算の説明資料として決算に係る主要施策の実績報告書を配信しておりますので、御参照ください。

認定第２号 令和２年度八女市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

令和２年度も水道水の安定供給に努めております。

工事の概況としましては、水道未普及地域の配水管布設工事のほか、道路改良工事や下水道工事に伴う配水管の移設工事等を行っております。

業務の概況としましては、給水戸数が１万5,305戸、総有収水量が319万3,024立方メートル、給水収益が741,286,251円となっております。

財務の状況として、収益的収入から収益的支出を差し引いた当年度純利益は60,362,639円となりました。

次に、決算の状況でございます。収益的収入及び支出では、水道事業の営業活動に伴う水道料金等の収益と、それに対応する費用を計上しております。

収入は、水道事業収益として954,962,005円の決算額となっております。

支出は、水道事業費用として879,980,243円の決算額となっております。

次に、資本的収入及び支出では、施設の整備等に関する収支を計上しております。

収入は、資本的収入として323,937,621円の決算額となっております。

支出は、資本的支出として806,738,523円の決算額となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、内部留保資金で補填しております。

また、説明資料として、財務諸表と附属書類を添付しておりますので、御参照ください。

認定第３号 令和２年度八女市下水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

令和２年度も生活排水等の浄化に努めております。

工事の概況としましては、龍ヶ原地区等を中心に下水道整備工事等を行っております。

業務の概況としましては、水洗化人口が1万1,203人、総有収水量が121万2,260立方メートル、下水道使用料が217,425,273円となっております。

財務の状況として、収益的収入から収益的支出を差し引いた当年度純利益は45,680,182円となっております。

次に、決算の状況でございます。

収益的収入及び支出では、下水道事業の営業活動に伴う下水道使用料等の収益と、それに対応する費用を計上しております。

収入は、下水道事業収益として821,102,699円の決算額となっております。

支出は、下水道事業費用として750,687,759円の決算額となっております。

次に、資本的収入及び支出では、施設の整備等に関する収支を計上しております。

収入は、資本的収入として689,042,839円の決算額となっております。

支出は、資本的支出として971,779,803円の決算額となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、内部留保資金で補填しております。

また、説明資料として、財務諸表と附属書類を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、全議案の説明を終わります。

議会におかれましては、十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田恵一君）

市長の説明は終わりました。

次に、報告第13号、認定第1号、認定第2号及び認定第3号の審査結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

○監査委員（浅田秀敏君）

決算審査について御報告をいたします。

報告第13号並びに認定第1号、第2号及び第3号の決算に係る審査につきましては、関係職員から詳細な説明を受け、内容について慎重に審査をいたしました。その結果につきまして、御報告いたします。

まず、報告第13号、令和2年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の審査につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査の対象であります4つの指標、すなわち1、実質赤字比率、2、連結実質赤字比率、3、実質公債費比率、4、将来負担比率及び公営企業会計における資金不足比率について審査をいたしました。

審査の結果、八女市健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事

項を記載した書類はいずれも適正に作成され、かつ、計数は正確であると認めました。

審査意見につきましては、令和２年度八女市財政健全化審査意見書及び公営企業会計経営健全化審査意見書の中で述べておりますので、御照覧をお願いいたします。

次に、認定第１号、令和２年度八女市各会計歳入歳出決算でございます。

本件につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第２項の規定に基づき、一般会計及び６件の特別会計の決算について審査をいたしました。

決算におきます歳入の総額は67,921,229,198円でございます。一方、歳出の総額は65,325,630,849円で、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は997,018,949円の黒字となっております。

なお、財政力指数は前年度と同じく0.39であります。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度より3.5ポイント改善し、94.6％となっております。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書その他政令で定められた書類様式の合規性、計数の正確性、歳入歳出予算執行の適法性、財務の執行及び予算の不用額並びに予算の流用等に主眼を置き、定期監査、例月現金出納検査の結果も参考にいたしました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、地方自治法施行規則で定められた様式により作成され、かつ計数は正確で、関係書類、帳簿、証書などとも符合し、令和２年度における決算は適正に表示されていると認めました。

また、同時に審査に付されました八女市国民健康保険高額療養資金貸付基金につきましては、地方自治法第241条第５項の規定に基づき、その運用状況について審査をいたしました。

審査の結果、基金の計数は正確で、かつ設置目的に沿って適正に運用されていると認めました。

次に、認定第２号、令和２年度八女市水道事業会計決算及び認定第３号、令和２年度八女市下水道事業会計決算でございます。

本件は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第２項の規定に基づき、水道事業会計及び下水道事業会計の決算書及び附属書類について審査をいたしました。

審査の結果、決算報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書のほか、附属書類はいずれも関係法令に従って作成され、かつ計数は正確で、経営成績及び財務状況は適正に表示されていると認めたところでございます。

以上、認定第１号、第２号及び第３号に係る決算審査の詳細につきましても、各決算審査意見書に述べておりますので、御照覧をお願いいたします。

以上をもちまして、決算審査の報告を終わらせていただきます。

○議長（角田恵一君）

監査委員の報告は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

日程第4 請願委員会付託

○議長（角田恵一君）

日程第4．請願委員会付託を行います。

本定例会において受理した請願は2件であります。

案件は局長をして朗読させます。

○議会事務局長（井手勇一君）

〔朗読省略〕

○議長（角田恵一君）

局長朗読のとおり、請願2件を会議規則第137条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

会期日程に従い、一般質問は8月30日から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時55分 散会